

「暮らしの質」向上検討会の議事内容の公表について

「暮らしの質」向上検討会（以下「検討会」という。）の議事内容の公表については、以下のとおりとする。

1. 検討会で配布された資料は、会議終了後、速やかに公表する。
2. 検討会の議事要旨は、会議終了後、速やかに作成し、公表する。
3. 座長が特に必要と認める場合には、配布資料及び議事要旨の一部又は全部を公表しないこととすることができる。

（以上）